

タイトル	親会社の子会社設立と処分の会計
著者	大和田，裕
引用	北海学園大学経営論集，2(1)：81-95
発行日	2004-06-30

親会社の子会社設立と処分の会計

大和田 裕

1. はじめに
2. リストラの識別
 - 2-1 リストラの意義
 - 2-2 人的資源と物的資産とのリストラ
 - 2-3 会社分割制度を活用した企業分割
3. 子会社設立による企業分離
 - 3-1 完全子会社型企業分割による子会社設立
 - 3-2 兄弟会社型企業分割による子会社設立
 - 3-3 子会社設立に伴う会計処理
4. 他企業への売却による事業処分
 - 4-1 関連会社型企業分割による事業処分
 - 4-2 減資型企業分割による事業処分
 - 4-3 事業売却に伴う会計処理
5. まとめ

1. はじめに

バブル経済期に日本企業は中核事業による収益力の向上や株式や土地の売買等により資金の調達することができたことから、新規事業や新分野の進出や中核事業の多角化等を行ってきた。その後、バブル経済が崩壊したことでバブル経済期に多角経営を続けていた日本企業は、バブル経済期に多角化した事業の採算がとれなくなった。そこで日本企業が行ったのが、採算の取れなくなった事業（以下、不採算事業という）をリストラクチャリング（Restructuring, 以下、リストラという）することであった¹⁾。

本来、リストラには「外部あるいは内部環境の変化に対応して、企業が事業単位の新設・分割等を通して企業構造を変更するこ

と」という意味があり、具体的には従業員の配置や解雇等を行う人的資源のリストラと、事業の拡大や縮小等を行う物的資産のリストラとがある。しかし、近年のリストラは不況対応策として捉えられており、設備の売却や採用人員の圧縮等の企業が容易に行える部分から行う場合が多い²⁾。

だが、そのようなリストラを行ったとしても不採算事業の財務体質が大きく改善されることは無いためにリストラの本来の意味を遂行するために企業が保有する事業の分割（以下、企業分割という）が必要となったのである。企業分割は、従来の商法に明確な規定がなく、現物出資や営業譲渡等といった方法で行われていたが、1997年の純粋持株会社解禁や1999年の株式交換及び株式移転（以下、株式交換・移転という）制度導入によって、企業分割の方法に広がりやすくなった。さらに2001年に商法の一部が改正され、会社分割制度が導入された。

会社分割制度導入前は、事業を譲渡する企業（以下、分離企業という）が自社事業を新設又は既存の企業に譲渡し、事業を譲受した企業（以下、分離先企業という）が新株を分離企業に対して割り当てる「分社型（物的分割）」のみであった企業分割の方法に加えて、会社分割制度導入以降、新株を分離企業の株主に割り当てる「分割型（人的分割）」が導入されることになった。そもそも、企業分割とは分離企業が保有する事業資産及び負債の

全部又は一部を分割し、新たに設立された企業（以下、新設分離先企業という）や既存の分離先企業（以下、既存分離先企業）に移転することをいう³⁾。

本稿では分離企業に論点を置き、分離企業がバブル経済期に多角化した事業を如何にリストラしていくかを究明する。まず、「2. リストラの識別」では、そもそもリストラとはどのような行為のことを指し、リストラの方法には如何なる方法があるかを概観する。次に「3. 子会社設立による企業分離」では、会社が事業をリストラするにあたり、最初に取り組みられるのが、事業の子会社化である。そこで事業の子会社化が如何なる方法で行われ、それに伴う会計処理が如何なるかを分析する。最後に「4. 他企業への売却による事業処分」では、分離企業が事業を如何に分離先企業へ売却を行うかとそれに伴う会計処理を分析し、企業のスリム化が如何にして行われるかを究明する。

2. リストラの識別⁴⁾

バブル経済崩壊の影響により、日本企業の財務体質は著しく悪化し、さらに経済環境の変化に対する対応策を講じる必要に迫られ、いわゆるリストラが実施されている。そこでリストラとは何を意味し、如何なる方法があるのかを以下で定義をしておくことが必要である。

2-1 リストラの意義

リストラとは、企業が事業の統廃合、新しい事業への進出など、企業の事業内容全体を変えることであり、つまり、外部あるいは内部環境の変化に対応して、会社が事業単位の新設・分割等を通して事業構造を変更することをいう。また、経済環境の変化に対応するため企業全体の中の経営資源である人的資源や物的資産の最適配分とスリム化とがリス

ラの目的である。最適配分には、新規事業・新分野への進出による事業の多角化と中核事業の規模の拡大や連結企業内の財務体質の強化とがある。一方、スリム化には非中核事業の合理化や中核事業への集約化と非中核事業の整理・撤退とがある⁵⁾。

しかし、リストラには人員削減を伴うことが多いため、リストラは人員整理を意味する用語として用いられることも多く、リストラの社会的イメージは人的資源のスリム化として認識されている。そこで以下は、人的資源及び物的資産のリストラについて論じる。

2-2 人的資源と物的資産とのリストラ

①人的資源のリストラ

人的資源とは企業に勤める従業員等のことを意味し、人的資源のリストラには人的資源を有効活用する最適配分と人的資源を削減させるスリム化とがある。

人的資源の最適配分は人的資源の有効活用を目的としているといえる。なぜなら、最適配分には従業員の配置転換と従業員の転籍又は出向とが挙げられ、製造部門や管理部門から営業部門への配置転換により収益の維持増大を図ることで人的資源の有効活用が行われる。つまり、人的資源の最適配分は連結企業間での人的資源の有効活用と適正配分のために行われるのである。一方、人的資源のスリム化は人的資源の削減を目標としているといえる。なぜなら、スリム化には採用者の停止や定年退職者又は自主退職者（以下、自然退職者という）による人員削減、希望退職者の募集、従業員の解雇が挙げられる。まず、企業が第一に行う人的資源のスリム化は採用者の停止と自然退職者による人員の削減である。これは企業側にとってあまり費用がかからないといった利点がある。その理由は採用者の停止によって新たに人件費がかさむことがなく、また、自然退職者は希望退職者とは異なり、割増退職金を支払う必要がないことであ

る。次に企業が行う人的資源のスリム化は希望退職者の募集であり、割増退職金を支払っても余剰人員の削減を行うことにより将来の人件費の削減が可能となるために行われる。最後は従業員の解雇であり、従業員の解雇は企業の倒産等による整理解散を行う場合に従業員の解雇をしなければならず、企業が従業員の転職先を見つけることが必要となる⁶⁾。

つまり、バブル経済崩壊以降のリストラの社会的イメージはスリム化のことであり、最適配分が行われたとしても、最適配分の本質である人的資源の有効活用としてのリストラではなく、退職者を捻出するためのリストラとして行われるためにスリム化といえる。次に近年、注目されているのが物的資産、すなわち、事業のリストラである。以下では、物的資産の最適配分とスリム化について概観する。

②物的資産のリストラ

物的資産の最適配分はリストラの本質から考察すると新規事業や新分野への進出等の非中核事業の増加と中核事業の規模拡大や連結企業内の財務体質の改善が挙げられる。これは日本経済がバブル経済期に行った企業の多角化のことを指し、この多角化が近年の企業の経営不振につながる一因である。バブル経済期に多角化した事業を分離するのが物的資産のスリム化である。物的資産のスリム化には中核事業の経営の集中と非中核事業の分割が挙げられる。そのうち、非中核事業の分割が現在注目されており、企業分割には事業の子会社化、兄弟会社化、関連会社化、減資の4つのパターンがある。一方、連結企業内の財務体質の改善は企業会計審議会が公表した「固定資産の減損に係る会計基準」(以下、固定資産の減損会計という)等の会計基準を企業に導入し、連結企業の財務体質の透明性を向上させることであろう⁷⁾。本稿では企業分割に論点を置いているため、以下では企業分

割の方法と会計処理について論じることとする。

2-3 会社分割制度を活用した企業分割

わが国において企業分割の動きが活発化してきたのは、純粋持株会社の解禁と株式交換・移転制度と会社分割制度との導入によるものであろう。これら3つの制度が導入される以前は独占禁止法等による企業分割の制限があった結果、企業分割は活発ではなかった。そこで以下では企業分割に関する3つの制度の導入意義を概観する。

①純粋持株会社の解禁

1997年の独占禁止法の改正により純粋持株会社が原則として解禁された。それまでは、戦前の財閥企業の復活を阻止することを目的とした独占禁止法によって純粋持株会社の設立は一切禁止されていた。しかし、近年の規制緩和の動きの中で、純粋持株会社を例外なく禁止することはリストラの推進や連結経営、ベンチャー企業の育成において弊害になっているという認識が高まってきたこと、また、欧米においては純粋持株会社が禁止されておらず、国際的な競争を行う上で足かせになるおそれがあること等から、持株会社の有用性が叫ばれるようになり、純粋持株会社原則解禁へと至った⁸⁾。

②株式交換・移転制度の導入

1999年度の商法改正により、完全親会社を設立するための制度として株式交換・移転の制度が設けられた。この制度は、いずれも親会社が子会社の株式を100%所有する関係を新たに設けるための制度で、商法ではこのように成立した親子関係について親会社を完全親会社とし、また子会社を完全子会社としている。

株式交換・移転については、持株会社の設立を容易にするために既存ないしは新設の企

業に対して既存の企業を完全子会社にするために設けられた制度であるが、持株会社の設立に使われるだけでなく、企業買収や事業統合、会社分割制度と併せて企業再編にも利用されている。

株式交換・移転制度導入以前、合併、株式買収、営業譲受等の方法で行われていた他企業との事業統合を、株式交換・移転制度導入以降、実質的に同じ効果を与えながら、法人格はそのままであるため債権者保護のための手続がないこと、少数株主の株式を強制交換・移転できること、株式を対価とするため取得資金を必要としないことなどを簡素化した⁹⁾。

③会社分割制度の導入

会社分割制度は2000年に商法が改正された結果、新たに制度が創設され、2001年4月1日に施行された。国際的規模の競争社会への進展が進む中で、機動的な企業組織の改変を可能とする企業再編のための商法・税法等の各種制度の整備が進められているが、1997年の商法改正により、簡易合併手続の創設等の合併法制の合理化、1999年の商法改正による持株会社創設のための株式交換・移転制度の導入に続き、行われたものが会社分割制度である。

会社分割制度施行以前、企業の営業を分離する方法としては、現物出資や営業譲渡（財産引受、事後設立を含む）の方法が用いられてきた。しかし、会社分割制度施行以前の方法では、検査役の調査が必要になり、調査には時間がかかるため、短期間に機動的に組織再編成を行うことができなかった。会社分割制度が施行されたことで検査役の調査などを必要としないなど、規制をより少なくし、機動的に組織再編を行うことが可能となったのである¹⁰⁾。

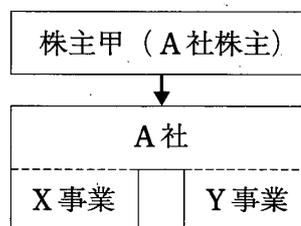
3. 子会社設立による企業分離

企業分割の法制度や会計基準が設立されていくことで、バブル経済期に事業の多角化を行った企業はバブル経済崩壊により生じた不採算事業の増加を様々な方法によって処分しようとした。その一つの方法に日本公認会計士協会が公表した「会社分割に関する会計処理（会計制度委員会研究報告第7号）」（以下、研究報告という）を活用した企業の事業単位の処分がある¹¹⁾。研究報告は企業が保有する事業資産及び負債を個別に処分する方法ではなく、事業単位で処分する会計処理である。以下では企業分割による事業の子会社化、兄弟会社化、関連会社化、減資による事業処分という順で如何に企業が企業分割を行っているかを考察する。

まず、企業分割するにあたり、必要なのが事業の子会社化である。なぜなら、事業を子会社化することで連結企業内の経営指標が連結単位から個別単位へと移行する。そのことで、それまで各事業の採算は企業全体で表されていた経営指標が、事業を子会社化することにより各事業の採算が個別に表されるために、当該事業の採算が取れているか否かが親会社にとって判断することができる。

本稿では分離企業をA社とし、当該A社の企業形態を図1と仮定して、A社が如何に自社保有の事業を子会社化していくかを考察する。

図1 A社の企業形態



3-1 完全子会社型企業分割による子会社設立

企業が事業を子会社化するには分離企業が新設企業を設立して、当該新設企業に事業を譲渡し、譲渡対価を新設企業が発行する株式を受け取ることによって事業を子会社化することができる。

そこで当該企業分割を図1にあてはめて考察すると、分離企業をA社と新設分離先企業をB社とした場合、A社は中核事業であるX事業と非中核事業であるY事業を営んでおり、A社は新設分離先企業であるB社に対してY事業を企業分割し、当該Y事業の資産及び負債を譲渡することになる。そして、B社は当該事業の譲渡に伴い発行する新株すべてをA社に割り当てた結果、B社はA社の完全子会社となる。

事業を子会社化する企業分割を完全子会社型企業分割と定義するならば、完全子会社型企業分割によるA社の企業分割は図2の通りのように行われる。

完全子会社型企業分割をまとめると、A社はX事業とY事業とを営んでいたが、Y事業が不採算事業であったためにY事業をB社に譲渡することにした。

なぜ、企業が不採算事業を譲渡するかには分離企業の財務体質を改善するためと考えることができる。不採算事業は債務超過に陥っ

ていないが純資産額が少ないため、採算事業と不採算事業とをあわせるよりも不採算事業を他企業へ譲渡することで不採算事業によって影響を受けていた分離企業の財務体質の改善につながるのである。

完全子会社型企業分割では、A社は新たにB社を設立して、事業をB社に譲渡する。B社はA社より事業を譲受したことで譲受対価を支払うことになる。B社はA社に対して、B社が発行した株式すべてをもって譲受対価を支払う。A社はB社株式をすべて受け取ったために、B社はA社の完全子会社となったのである。

企業形態についてまとめるとA社の企業形態は図1の通りであったが、完全子会社型企業分割を行ったことでA社の企業形態が図3の通りに変化した。

次にA社が事業を子会社化するのではなく、他の企業形態で企業分割する方法について考察する。

3-2 兄弟会社型企業分割による子会社設立

完全子会社型企業分割以外にも新設分離先企業へ事業を譲渡する方法がある。A社がB社に対してY事業を譲渡するまでは完全子会社型企業分割と同様であるが、異なる点はB社が発行する譲渡対価を分離企業の株主に対して交付する方法である。つまり、完全子会社型企業分割ではB社がA社に対して株式すべてを発行するためにB社はA社の子会社となるが、当該企業分割ではA社の株主（以下、株主甲という）に対して株式すべてを発行するためにA社の子会社とはならないが、B社はA社と同様の株主となるためにA社と同格の企業となるのである。本稿では当該企業分割を兄弟会社型企業分割と定義し、兄弟会社型企業分割の流れは図4の通りとなる。

つまり、完全子会社型企業分割ではA社が保有するY事業が子会社（B社）となり、A

図2 完全子会社型企業分割の流れ

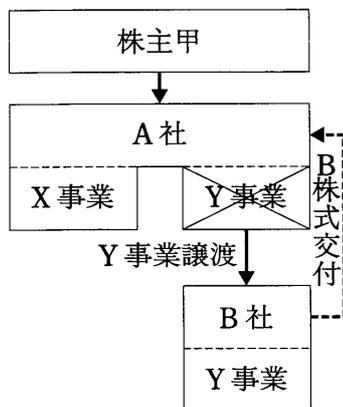
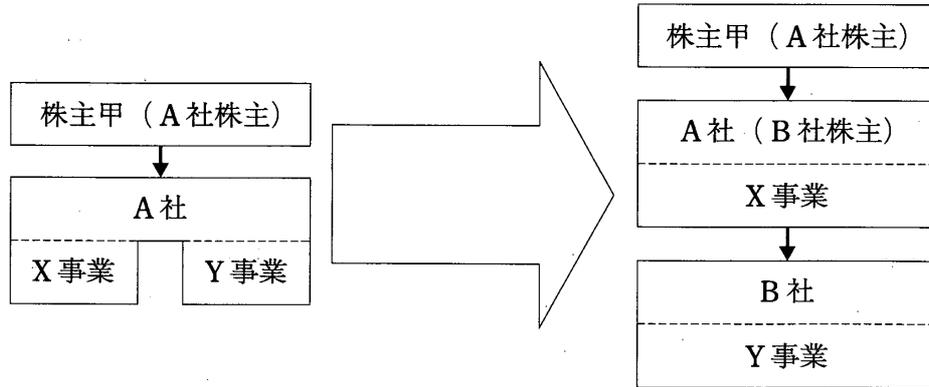


図3 完全子会社型企業分割前後のA社企業形態の変化



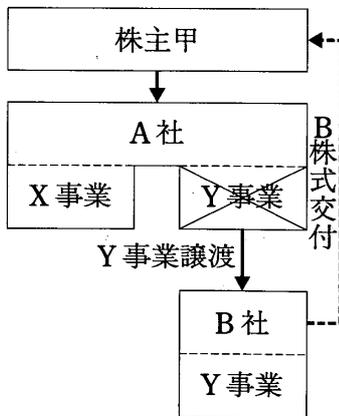
社よりY事業が分離したが、兄弟会社型企業分割では完全子会社型企業分割と同様にY事業を分離するのであるが分離したY事業は子会社にはならずA社より独立した企業となる。

完全子会社型企業分割ではA社より独立したが個別単位で見ると分離したと見えるが、

連結単位で見ると分離したことにはならない。一方、兄弟会社型企業分割はA社がB社株式を受け取っていないために、A社のY事業は個別単位でも連結単位でもA社より独立した形となる。つまり、兄弟会社型企業分割により、A社のY事業がスリム化したことになる。なお、兄弟会社型企業分割を行ったことでのA社の企業形態の変化は図5のようになる。

次にA社が完全子会社型企業分割及び兄弟会社型企業分割したことで、A社及びB社さらにA社の株主が如何に会計処理を行ったかを論じる。

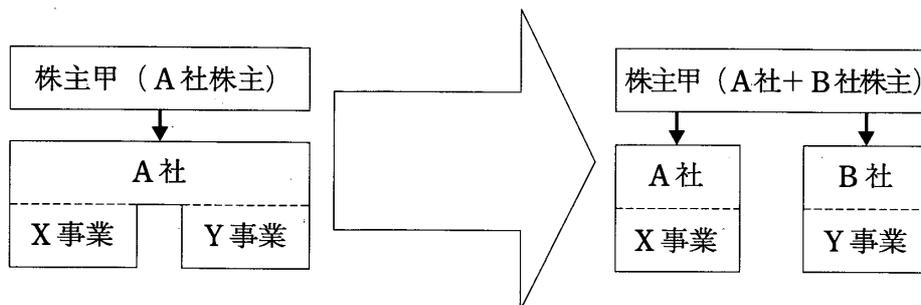
図4 兄弟会社型企業分割の流れ



3-3 子会社設立に伴う会計処理¹²⁾

A社が完全子会社型企業分割及び兄弟会社型企業分割を行うことで不採算事業であるY事業を子会社化及び兄弟会社化することができた。そこで完全子会社型企業分割と兄弟会

図5 兄弟会社型企業分割前後のA社企業形態の変化



社型企業分割で分離企業であるA社の貸借対照表(以下、BSという)が如何に変化するかを分析する。

そこで仕訳を行うに際しての前提条件を以下の通りとする。

- (1) X事業とY事業を営むA社が新設企業のB社にY事業を譲渡する。
- (2) B社はA社に譲渡対価を支払う場合、新株50株を額面発行して支払う。
- (3) 株主甲はA社株式を6,000で取得している。
- (4) 分離企業であるA社のBSは図6とする

図6 A社のBS

A社BS			
X事業資産	15,000	X事業負債	3,000
Y事業資産	5,000	Y事業負債	2,000
		資本金	5,000
		資本剰余金	10,000
	20,000		20,000

3-3-1 完全子会社型企業分割の会計処理¹³⁾

まず、企業分割するにはA社がY事業を譲渡することが先行する。なぜなら、A社がB社にY事業を譲渡し、B社は譲渡事業に対して対価を支払う必要があるからである。そこでA社とB社との仕訳を行うならば、以下の通りとなる。

①A社の仕訳

(借)Y事業負債 2,000 (貸)Y事業資産 5,000
子会社株式 3,000

A社は譲渡するY事業に係る資産及び負債を減少させ同額のB社株式を取得する。完全子会社型企業分割ではA社がB社株式をすべて受け取るために、その結果としてB社はA社の子会社になり、B社株式の計上はせずに子会社株式の計上を行う。なお、完全子会社型企業分割の場合は「支配の継続」が認められるため簿価引継法による会計処理となり、

A社のY事業純資産は変わらない¹⁴⁾。

以上のことを基にA社の仕訳を行うと借方に子会社株式の増加とY事業負債の減少とが、貸方にY事業資産の減少が生じる。

②B社の仕訳

(借)Y事業資産 5,000 (貸)Y事業負債 2,000
資本金 2,500
資本剰余金 500

完全子会社型企業分割の場合はB社がA社からY事業を譲受し、資本金及び資本剰余金を増加させる。B社の仕訳は借方がY事業資産の増加となり、貸方がY事業負債と資本金及び資本剰余金の増加となる。B社の資本金額はB社が発行した株式の50株に50(額面金額)を乗じた金額となり、資本剰余金額は譲受したY事業純資産額から資本金額を控除した金額となる。

③株主甲の仕訳

仕訳無し

A社の株主である株主甲の仕訳は、当該分割取引がA社とB社間で行われたため、株主甲に影響はない。そのため、株主甲が保有株式の変更を行うことが無いので株主甲は仕訳を行わない。

3-3-2 兄弟会社型企業分割の会計処理¹⁵⁾

兄弟会社型企業分割は、完全子会社型企業分割と同様にB社に対してY事業を譲渡するのであるが、B社は譲渡対価をA社の株主である株主甲に対して株式すべてを交付する。そのため、完全子会社型企業分割とは異なった仕訳が行われる。

①A社の仕訳

(借)Y事業負債 2,000 (貸)Y事業資産 5,000
資本金 1,000
資本剰余金 2,000

兄弟会社型企业分割時のA社仕訳は、Y事業純資産の減少とそれに対応する資本勘定減少の会計処理を行う。従って、A社の純資産はY事業純資産額が減少する。さらに当該企業分割も「支配の継続」が認められるために簿価引継法によって会計処理を行う¹⁹⁾。

なお、B社に譲渡する資本金の算出は、 $\text{資本金} = \text{資本金} \times (\text{Y事業純資産 (簿価)}) / (\text{X事業純資産 (簿価)} + (\text{Y事業純資産 (簿価)})$ によって決定され、資本剰余金の算出は、 $\text{資本剰余金} = \text{資本剰余金} \times \text{Y事業純資産 (簿価)} / (\text{X事業純資産 (簿価)} + (\text{Y事業純資産 (簿価)})$ によって決定される。この算式を図6に当てはめて、Y事業の資本金額を算出するならば、 $5,000 \times (5,000 - 2,000) / ((15,000 - 3,000) + (5,000 - 2,000)) = 1,000$ となり、資本剰余金額は $10,000 \times (5,000 - 2,000) / ((15,000 - 3,000) + (5,000 - 2,000)) = 2,000$ となる。

②B社の仕訳

(借) Y事業資産	5,000	(貸) Y事業負債	2,000
		資本金	1,000
		資本剰余金	2,000

完全子会社型企业分割時はY事業の譲渡による資本の増加であったが、兄弟会社型企业分割はY事業の譲渡と同時に資本金と資本剰余金とも譲渡されたためにそれぞれ計上することになる。

③株主甲の仕訳

B社株式 1,200 / A社株式 1,200

A社の株主である株主甲は、完全子会社型企业分割ではA社B社間での企業分割であったために株主甲の仕訳は存在しなかったが、兄弟会社型企业分割は企業分割がA社B社間で行われたが譲渡対価をB社が株主甲に対して株式を交付したため、株主甲に仕訳が発生する。

株主甲はB社株式を受け取ったためにB社

株式が増加し、A社が保有していたY事業が減少したためにそれに伴うA社株式が減少する。

金額については、Y事業がA社全体のどの程度の割合であったかを算出する必要がある。金額の算出方法には、事業の構成比率を用いて算出をする。まず、A社が保有する事業全体が20,000であり、そのうちX事業が15,000を占めており、Y事業が5,000を占めている。X事業とY事業とを事業の構成比率を用いてそれぞれの比率を算出すると、 $(15,000 - 3,000) : (5,000 - 2,000) = 4 : 1$ となる。そこで、A社株式の帳簿価額(6,000)のうち1/5をB社株式に割り振る。その結果、株主甲はA社株式が減少し、その金額に見合った金額だけB社株式が増加する。

4. 他企業への売却による事業処分

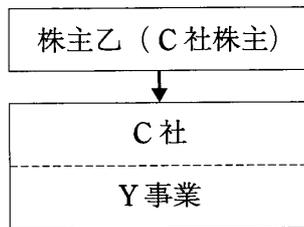
事業は連結関係のない企業に対して譲渡しなければ、企業のスリム化が行われたとはいえない。企業のスリム化は分離企業の財務諸表(以下、FSという)から完全に削減しなければ実施したとみなされず、もし、分離企業の個別FSで削減したとしても分離先企業が子会社や兄弟会社であった場合は、連結FSで分離企業と分離先企業との企業分割が行われなかったことになってしまう。

そのため、事業を処分するには分離企業が新設分離先企業に事業を譲渡するのではなく、既存分離先企業に譲渡しなければ連結関係を解消することはできない。そこで本稿では既存分離先企業をC社と仮定し、C社はY事業を営んでいるとする。C社の企業形態を表すならば図7の通りとなる。

4-1 関連会社型企业分割による事業処分

Y事業のみを営んでいる既存企業のC社に譲渡する企業分割は、完全子会社型企业分割と類似している。しかし、完全子会社型企业

図7 C社の企業形態



分割と異なるのは、Y事業を譲渡したことで分離先企業であるC社がA社の子会社にならないことである。

完全子会社型企业分割では、A社に対してB社が発行する株式をすべて受け取ったためにB社はA社の完全子会社となった。

一方、A社に対してC社が発行する株式を受け取る企業分割は、Y事業の譲渡に伴いC社が発行した株式はC社の全株式を占めているのではないために、C社はA社の完全子会社にはならずA社の関連会社となる。

当該企業分割を本稿では関連会社型企业分割とし、関連会社型企业分割の流れについては図8の通りとなる。

関連会社型企业分割はA社が既存分離先企業であるC社に対してY事業を譲渡し、C社はA社の関連会社になることでA社は事業処分を行うことになる。A社が受け取った譲渡対価は完全子会社型企业分割と類似しているが、完全子会社型企业分割ではB社が株式すべてをA社に対して交付したことでB社がA社の子会社となった。

一方、関連会社型企业分割ではC社が譲渡対価をA社に対して株式を発行し、C社が発

行した株式はC社すべての株式ではないためにC社がA社の子会社になることはない。つまり、C社はA社の関連会社となり、A社C社間に子会社関係はない。A社とC社の間に連結関係がなくなったということは、A社が保有していたY事業が完全にA社より分離し、その結果、A社は企業のスリム化を行ったこととなる。

以上、関連会社型企业分割を行ったA社の企業形態変化をまとめると図9となる。

4-2 減資型企业分割による事業処分

減資を用いた企業分割(以下、減資型企业分割という)は関連会社型企业分割と同様にA社のY事業を既存企業C社に対して譲渡する企業分割をいう。しかし、関連会社型企业分割と異なるのは譲渡対価であるC社株式が株主甲に発行されることである。

この企業分割は兄弟会社型企业分割と類似しているが、兄弟会社型企业分割はA社が新設分離先企業であるB社に対して事業の譲渡を行った企業分割であるが、減資型企业分割は既存分離先企業であるC社に対して事業の譲渡を行った取引である。

兄弟会社型企业分割はA社が保有する事業をA社が新しく設立したB社に事業を譲渡して譲渡対価であるB社株式を株主甲に発行するに対し、減資型企业分割はA社がY事業のみを営む既存企業のC社にY事業を譲渡して譲渡対価であるC社株式を株主甲に発行する。

両者の違いはA社が譲渡する事業が新設分離先企業であるのかと既存分離先会社である

図8 関連会社型企业分割の流れ

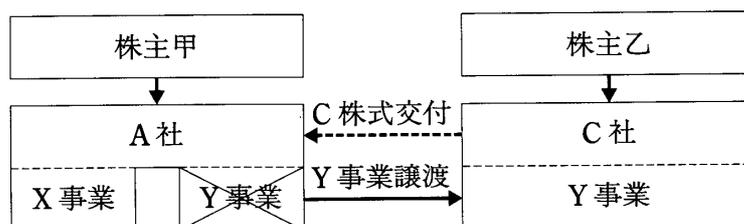
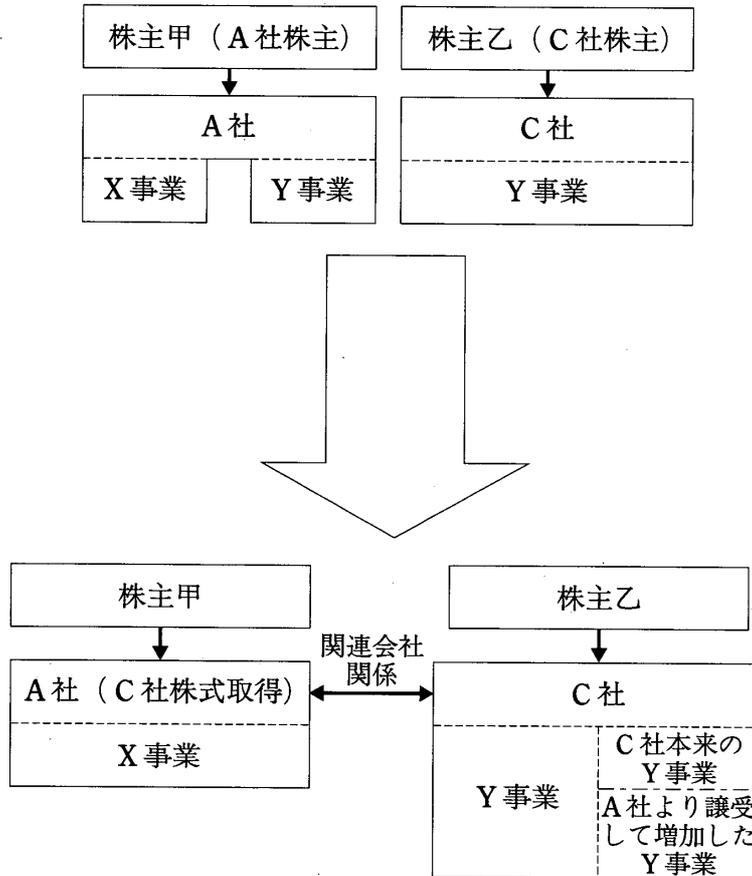


図9 関連会社型企業分割前後のA社企業形態変化



のかとであり、新設分離先企業に譲渡した場合はA社とB社との株主が同一化することに対して、既存分離先企業に譲渡した場合はA社とC社とにそれぞれの株主が存在することで連結関係は生じないといえる。

以上、減資型企業分割の流れを図で表すと以下の図10の通りとなる。

つまり、減資型企業分割はA社保有のY事業を既存分離先企業であるC社に譲渡するこ

とで企業のスリム化ができたことになる。譲渡対価についてはC社が発行する株式を株主甲に発行したことでA社C社間に連結関係は存在せず、完全に企業分離ができたことになる。なお、減資型企業分割を行った場合のA社企業形態の変化は図11の通りとなる。

4-3 事業売却に伴う会計処理

A社が子会社設立による企業分離を行うこ

図10 減資型企業分割の流れ

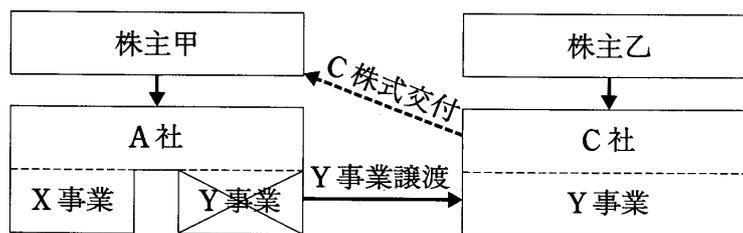
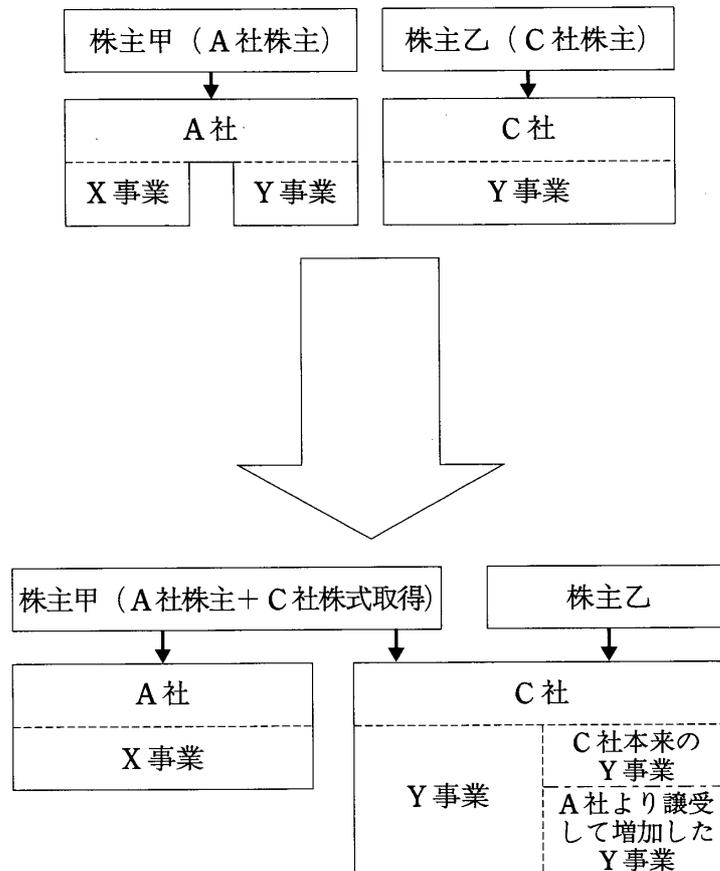


図 11 減資型企業分割前後の A 社企業形態の変化



とで、A社にとっての不採算事業であるY事業を分離することができたが、新設分離先企業であるB社との連結関係が生じてしまったために簿価引継法によって会計処理することとなった。簿価引継法を用いて会計処理したことでA社はY事業をB社に対して譲渡したが、簿価引継法では営業移転利益が計上されることはなかった。また、連結FSで両社の企業分割を見た場合、当該企業分割はなかったこととなる。しかし、他企業への売却による事業処分によって、A社と既存分離先企業であるC社との間に連結関係は生じることがなく、当該企業分割を事業の売却として認識される。

A社が関連会社型企業分割及び減資型企業分割を行うことで不採算事業であるY事業をC社に売却することができた。そこで関連会

社型企業分割と減資型企業分割とを行うことでA社のBSが如何に変化するかを分析する。

そこで仕訳を行うに際しての前提条件を以下の通りとする。

- (1) X事業とY事業を営むA社が既存企業のC社にY事業を譲渡する。
- (2) C社に譲渡するY事業資産の時価(公正な評価額)は6,000である。
- (3) C社はA社に譲渡対価を支払う場合、新株50株を4,500で発行する。
- (4) B社が株主甲に譲渡対価を支払い場合、新株10株を5,000で発行する。
- (5) 株主甲はA社株式を6,000で取得している。
- (6) 分離企業であるA社のBSは図12とする。

図12 A社のBS

A社BS			
X事業資産	15,000	X事業負債	3,000
Y事業資産	5,000	Y事業負債	2,000
		資本金	5,000
		資本剰余金	10,000
	20,000		20,000

4-3-1 関連会社型企业分割の会計処理¹⁷⁾

①A社の仕訳

(借)Y事業負債 2,000 (貸)Y事業資産 5,000
 C社株式 4,500 営業移転利益 1,500

A社の仕訳は完全子会社型企业分割と類似しているが、完全子会社型企业分割と異なる点は譲渡対価と金額との違いである。完全子会社型企业分割はB社が発行した株式をA社がすべて受け取ったためにA社のBSには子会社株式が増加した。その結果、A社の会計処理は簿価引継法を用いて行うこととなり、営業移転利益は計上できなかった。

しかし、関連会社型企业分割ではC社はC社株式すべてをA社に対して交付したのではなく、企業分割に伴って発行した株式を交付したためにC社はA社の子会社にはならず、C社はA社の関連会社となった。そのため、A社の会計処理は売買処理法となり、Y事業に含み益が存在していれば営業移転利益が計上できる¹⁸⁾。

A社の仕訳について論じると、A社が譲渡対価として受け取ったC社株式の価額は時価（市場価額）4,500となり、譲渡するY事業純資産（5,000-2,000）3,000との差額1,500が営業移転損益となる。

②C社の仕訳

(借)Y事業資産 6,000 (貸)Y事業負債 2,000
 資本金 2,500
 資本準備金 1,500

関連会社型企业分割の場合はC社がA社からY事業を譲受し、資本金及び資本剰余金を

増加させる。C社の仕訳は借方がY事業資産の増加となり、貸方がY事業負債と資本金及び資本剰余金の増加となる。C社の資本金額はC社が発行した新株の50株に50（額面金額）を乗じた金額2,500となり、資本剰余金額は譲受したY事業純資産額から資本金額を控除した金額1,500となる。

なお、C社の仕訳はA社が売買処理法によって会計処理したためにC社も売買処理法によって会計処理を行う。

③株主甲及び株主乙の仕訳

仕訳無し

株主甲及び株主乙の仕訳は完全子会社型企业分割と同様に、当該企業分割がA社C社の間で行われたために仕訳が生じない。

4-3-2 減資型企业分割の会計処理¹⁹⁾

①A社の仕訳

(借)Y事業負債 2,000 (貸)Y事業純資産 5,000
 資本金 1,000 営業移転利益 2,000
 資本剰余金 4,000

A社の仕訳は兄弟会社型企业分割と同様の仕訳を行い、譲渡に伴う資本金と資本剰余金の金額を算出することになる。また、移転価額5,000と移転原価（譲渡するY事業資産及び負債の帳簿価額、5,000-2,000）3,000の差額2,000が営業移転利益となる。

②C社の仕訳

(借)Y事業資産 6,000 (貸)Y事業負債 2,000
 資本金 500
 資本剰余金 3,500

資産・負債は時価で計上する。C社が発行した10株（1株あたり50）500を資本金に組み入れるとすると、差額が資本剰余金となる。

③株主甲の仕訳

(借)C社株式 1,500 (貸)C社株式 1,500

A社のX事業資産とY事業資産の公正な評価額の比率は $(15,000-3,000) : (6,000-2,000)$ で、3 : 1である。そこで、A社株式の帳簿価額(6,000)のうち1/4をB社株式に割り振る。調整計算後C社株式の帳簿価額は、 $6,000 \times 1/5 = 1,500$ となる。

さらに、A社において支配株主であった株主甲がC社においては支配株主でなくなっている場合は上記の調整計算後に、割り当てられた株式について公正な評価額により評価することにより、株主分割損益を認識する。

(借)C社株式 5,000 (貸)C社株式 1,500
株主分割利益 3,500

A社株主が承継会社の支配株主ではない場合は、A社株式を売却したものとみなして受け取ったC社株式を時価にし、付替計算による帳簿価額との差額を株主分割利益として認識する。C社の時価5,000より上記の調整計算後の帳簿価額1,500を控除した金額が株主分割利益となる。

④株主乙の仕訳

仕訳無し

5. ま と め

日本公認会計士協会が公表した研究報告は本稿の完全子会社型企業分割と関連会社型企業分割を分社型(物的分割)と、兄弟会社型企業分割と減資型企業分割を分割型(人的分割)と定義している。これら4つの企業分割のうち、企業のスリム化に関する事項は子会社設立による企業分割以外の2つの企業分割をいう。

なぜなら、完全子会社型企業分割はA社がB社に対して事業を譲渡したとしても、個別FSではA社のY事業を譲渡したことに伴いY事業が減少しているが、A社がB社を支配していることでA社とB社との連結FSではスリム化されていないことになる。

また、兄弟会社型企業分割も企業分割によって分離企業が分割により新設分離企業へ事業の全部又は一部を譲渡し、分離企業の株主が当該新設分離先企業から株式の割当てを受けることとなる。この場合、分離企業は新設分離先企業に対する出資関係を有しないため、分割により譲渡する事業に対する分離企業の支配関係はなくなるが、分割会社の株主の立場からは、新設分離先企業に対する出資比率に変化はなく、分離企業及びその株主に実質的な変化は生じていないために企業のスリム化を果たしているとはいえない。

その反面、他企業への売却による事業処分の企業分割は、A社とC社との間に支配関係はなく、これらは企業分割されたといえる。

企業分割が真の意味で行われたのは、減資型企業分割であるといえる。なぜなら、減資型企業分割は既存分離先企業であるC社に対して事業が譲渡され、当該企業分割の譲渡対価は株主甲にC社株式の発行が行われる。兄弟会社型企業分割も株主甲に対して譲渡対価が支払われるが、兄弟会社型企業分割の場合はA社とB社が同一の株主であるのに対し、減資型企業分割はA社の株主である株主甲とC社の株主である株主乙が存在しており、C社がA社に企業分割の譲渡対価として株式を株主甲に発行したとしても、A社とC社との間に資本関係も支配関係もないことになる。

そもそも、企業のスリム化を行うことになったのは、日本企業がバブル経済期に行った経営の多角化により当時の日本企業が海外進出や新分野への進出を行ったが、バブル経済が崩壊したことで多角化しすぎたことで、不採算事業を増加させることになったためである。そこで日本企業は保有する全事業を採算部門であるのか不採算部門であるのかを経営判断し、不採算部門をリストラすることに至った。しかし、会社分割制度が導入されるまで企業分割の方法が限られており、企業分割が行いにくかったが、会社分割制度が導入

されることで企業分割が一層行いやすくなった。

日本企業は研究報告や今後導入されるであろう「事業分割等に係る会計処理」を基に企業分割を進めていくこととなるであろうが、企業分割に適用できない事業がある。それが債務超過に至っている事業、すなわち赤字事業である。赤字事業は商法の規定により、企業分割することができず、最後まで企業に残り続ける²⁰⁾。

しかし、赤字事業であったとしても当該事業を時価評価して、保有する資産に含み益があり、なおかつ、含み益によって当該事業が債務超過でなくなるのであれば、企業分割することができる。含み益もなく企業分割ができない事業については、最後まで分離企業に残り続け、その後に固定資産の減損会計が導入されることで当該赤字事業は減損処理されて、赤字事業の赤字部分を固定資産評価損として、PL計上することになる。

そのため、企業は固定資産の減損会計を免れるために資産の処分を行う。資産の処分方法には本稿で論じた企業分割のほかに特別目的会社（以下、SPCという）を活用した固定資産の流動化（以下、固定資産流動化という）がある。資産をSPCに譲渡して固定資産の処分を行う固定資産流動化は、企業分割のように資産を事業単位で処分するのではなく、資産を個別に処分するためある程度の手間がかかる。そのため、企業は企業分割により資産の処分を行い、その後企業に残った資産も固定資産流動化を用いて処分し、最後に企業分割でも固定資産流動化でも処分できない資産が減損処理されるであろう。

注

- 1) 企業が保有する事業には黒字事業と赤字事業とがある。黒字事業は債務超過に陥っていない事業であり、赤字事業は債務超過に陥っている事業で

あると本稿で定義する。さらに黒字事業には純資産額が大きい採算事業と純資産額が少ない不採算事業とがあるとする。なお、債務超過に陥っている赤字事業は商法の規定により企業分割をすることができない。

- 2) 伊藤邦雄『現代会計入門』日本経済新聞社、1998年、525～526ページ。
 3) 企業会計基準委員会「事業分割等に係る会計処理に関する論点の整理」（2004年4月28日）（以下、事業分割会計という）
 分割企業や分割先企業などの表現は事業分割会計に記載があり、事業分割会計を参照に構成した。
 4) 監査法人トーマツ、『企業再編』清文社、2003年、1～9ページ。
 5) 伊藤邦雄、前掲、525～526ページ。
 6) 監査法人トーマツ、前掲、8ページ。
 7) 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（2002年8月9日）。
 8) 日本公認会計士協会『企業再編の手法と会計・税務』税務研究会出版局、2002年、22～23ページ。
 9) 同上、63ページ。
 10) 同上、179ページ。
 11) 日本公認会計士協会「会社分割に関する会計処理（会計制度委員会研究報告第7号）」（2001年3月30日）（以下、研究報告という）
 研究報告は正式に会計基準として導入しては無く、現在は会計関係機関により論議されている段階である。もし、研究報告を基に企業分離するのであれば、部分適用ではなく、全面適用されることが望ましいとしている。
 12) 研究報告、設例1、設例2、設例3。
 本稿におけるすべての企業分割の仕訳は、研究報告の設例1と設例2と設例3とを基礎として行っている。
 13) 監査法人トーマツ、前掲、289～290ページ。
 14) 研究報告、第29項。
 15) 監査法人トーマツ、前掲、292～293ページ。
 16) 研究報告、第64項。
 17) 監査法人トーマツ、前掲、290～292ページ。
 18) 研究報告、第43項。
 19) 監査法人トーマツ、前掲、294～295ページ。
 20) 赤字企業は商法 第374条の2-1-3及び第374条の18-1-3に従い企業分割することができない。

参考文献

Max M. Habeck, Fritz Kroger and Michael R.

親会社の子会社設立と処分の会計(大和田)

- Tram, After the Merger, Pearson Education, 2000. (岩本郎訳「勝利する企業合併」ピアソン・エデュケーション, 2000年。)
- Rick Rickertsen, Robert E. Gunther, BUYOUT, Pan Rolling, 2001. (伊能早苗訳「バイアウト」パンローリング株式会社, 2002年。)
- Benjamin Graham, Spencer B. Meredith, The Interpretation of Financial Statements, Pan Rolling, 1937. (関本博英「賢明なる投資家」パンローリング株式会社, 2001年。)
- 朝日監査法人『日本の新会計基準Q&A』清文社, 2001年。
- 伊藤邦雄『現代会計入門』日本経済新聞社, 1998年。
- 奥村洋彦『現代日本経済論』東洋経済新報社, 2001年。
- 金児昭, 轟茂道, 山岸聡『連結経営と会計実務』税務研究出版, 2003年。
- 監査法人トーマツ『企業再編』清文社, 2003年。
- 菊地正俊『TOB・会社分割によるM&A戦略』東洋経済新報社, 2000年。
- 鈴木義行『M&A実務ハンドブック』中央経済社, 2004年。
- 日本公認会計士協会『企業再編の手法と会計・税務』税務研究会出版, 2002年。
- みずほ総合研究所『企業再編の実務』東洋経済新報社, 2003年。
- 森信静治, 川口義信, 湊雄二『M&A戦略と法務』日本経済新聞社, 1999年。
- 日本公認会計士協会「会社分割に関する会計処理(会計制度委員会研究報告第7号)」2001年3月30日。
- 企業会計基準委員会「事業分割等に係る会計処理に関する論点の整理」2004年4月28日。